東京事務所　東京都千代田区丸の内二丁目五番一号
横浜事務所　神奈川県横浜市中区山下町二番地産業貿易センタービル八階
浜松事務所　静岡県浜松市中区東伊場二丁目七番一号
清水事務所　静岡県静岡市清水区相生町六番十七号
富士事務所　静岡県富士市瓜島町八十二番地
名古屋事務所　愛知県名古屋市中区栄二丁目十番十九号
蒲郡事務所　愛知県蒲郡市港町十八番二十三号
豊川事務所　愛知県豊川市豊川町辺通四番地四
四日市事務所　三重県四日市市諏訪町二番五号
福井事務所　福井県福井市西木田二丁目八番一号
京都事務所　京都府京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町二百四十番地
大阪事務所　大阪府大阪市中央区本町橋二番八号
神戸事務所　兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目一番地
岡山事務所　岡山県岡山市北区厚生町三丁目一番十五号
広島事務所　広島県広島市中区基町五番四十四号
福山事務所　広島県福山市西町二丁目十番一号
高松事務所　香川県高松市番町二丁目二番二号
福岡事務所　福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目九番地二十八号
北九州事務所　福岡県北九州市小倉北区紺屋町十三番一号
四　指定発給機関が行う発給事務の区分
関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表に該当する物品に係る発給事務

○国土交通省告示第七百五十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第四項の規定により、東京都市計画土地区画整理事業品川駅北周辺地区土地区画整理事業の施行規程及び事業計画について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　縦覧開始の日　平成二十八年五月二十日（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　東京都港区高輪三丁目二十四番十六号ＩＳＡビル五階　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部品川現地事務所
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第七百六十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1329	「（仮称）はとバス港南ビル・港南一丁目市街地住宅の共同建替事業」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	株式会社はとバス 独立行政法人都市再生機構	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号	平成28年5月10日

○国土交通省告示第七百六十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場及び改造修理認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定の種類	認定に係る物件の範囲	有効期間
ナカシマプロペラ株式会社　岡山工場	岡山県岡山市東区上道北方688番地の1	製造認定	プロペラ	平成28年5月13日から平成33年5月12日まで
〃	〃	改造修理認定	プロペラ（可変ピッチプロペラにあってはプロペラの羽根に限る。）	〃

○中国地方整備局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十九日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百九十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長門市西深川字伊領七二三番一から同市西深川字伊領七一七番九まで	前	二四・〇〇～二五・〇〇	メートル 〇・〇一五 キロメートル
	後	二七・〇〇～三五・〇〇	〇・〇一五

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十九日

中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十一号	長門市西深川字伊領七二三番一から同市西深川字伊領七一七番九まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年五月十九日

○北海道開発局告示第百六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十五号及び二百三十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道新冠郡新冠町字高江九一番三から同町字高江八六番一まで	前	四九・八〇～五九・七四	メートル 〇・一〇二 キロメートル
	後	二七・六七～五九・七四	〇・一〇二

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部